

第8回 呉市・音戸町合併協議会
第8回 呉市・倉橋町合併協議会
第8回 呉市・蒲刈町合併協議会
第8回 呉市・安浦町合併協議会
第8回 呉市・豊浜町合併協議会
第8回 呉市・豊町合併協議会

第 6 回 合 同 会 議

日時：平成16年3月2日(火) 16時00分
場所：シティプラザカンコー 4階 瑞雲の間

- 次 第 -

1 挨拶 呉市長 小笠原 臣 也

2 開 会

3 会議録署名委員の指名

4 協議事項

行政制度等に関する協議事項

[継続協議項目]

協議第27号 教育・文化・スポーツの振興について

協議第28号 人権行政の取扱いについて

協議第29号 コミュニティの振興等について

協議第30号 水道事業の取扱いについて

協議第31号 下水道事業の取扱いについて

協議第32号 消防・防災体制整備について

協議第34号 公共料金等の取扱い

(1)保育料

(2)介護保険料

(3)国民健康保険料

(4)水道料金

(5)下水道使用料等 公共下水道事業
集落排水事業

5 そ の 他

6 挨拶 呉市議会議長 中 田 清 和

7 閉 会

第6回合併協議会合同会議出席者

(呉市)

会長 呉市長 小笠原 臣也
委員 呉市助役 川崎 初太郎
委員 呉市助役 赤松 俊彦
委員 呉市議会議長 中田 清和
委員 呉市議会副議長 下西 幸雄
委員 呉市議会広域行政対策特別委員会委員長 岩原 棕
委員 呉市議会広域行政対策特別委員会副委員長 石崎 元成
委員 呉商工会議所専務理事 岩城 公順
委員 呉市自治会連合会会長 梅河内 秀登
委員 呉市女性連合会会長 喜田 晃江

(音戸町)

副会長 音戸町長 川岡 孝美
委員 音戸町助役 下垣内 清
委員 音戸町議会議長 岡本 義明
委員 音戸町議会副議長 新谷 勝利
委員 音戸町議会市町村合併問題特別委員会委員長 幸城 和俊
委員 音戸町議会市町村合併問題特別委員会副委員長 原田 公明
委員 音戸町商工会会長 室澤 喜洋
委員 音戸町区長会会長 坪井 秀則
委員 音戸町女性連合会会長 武田 安代

(倉橋町)

副会長 倉橋町長 石橋 杉嘉
委員 倉橋町助役 中田 正志
委員 倉橋町議会議長 里 武
委員 倉橋町議会副議長 宮西 正司
委員 倉橋町議会市町村合併問題特別委員会委員長 上瀬 雅晴
委員 倉橋町議会市町村合併問題特別委員会副委員長 吉本 圭介
委員 倉橋町区長会会長 原 明
委員 倉橋町区長会副会長 黒野 國良
委員 倉橋町監査委員 宮浦 宣政

(蒲刈町)

副会長 蒲刈町長 柴崎 龍雄
委員 蒲刈町助役 村松 弘康
委員 蒲刈町議会議長 山木 巧
委員 蒲刈町議会副議長 岡本 智恵子
委員 蒲刈町議会地方分権推進特別委員会委員長 大久保 正孝
委員 蒲刈町議会地方分権推進特別委員会副委員長 馬場 照雄
委員 蒲刈町区長会会長 木村 正雄
委員 蒲刈町商工会会長 兼田 定夫
委員 蒲刈町女性連合会副会長 高岡 忍

(安浦町)

副会長 安浦町長 沖田 範彦
委員 安浦町助役 坂井 紀明
委員 安浦町議会議長 森本 茂樹
委員 安浦町議会副議長 渡邊 隆司
委員 安浦町議会合併問題調査特別委員会委員 榎木 和一
委員 安浦町議会合併問題調査特別委員会委員 林田 浩秋
委員 安浦町自治会連合会会長 藤登 哲郎
委員 安浦町女性連合会副会長 岸本 美代子
委員 安浦町商工会会長 堀尾 忠男

(豊浜町)

副会長 豊浜町長 狹間 襄治
委員 豊浜町助役 隠地 忠爾
委員 豊浜町議会議長 土佐 武
委員 豊浜町議会副議長 伊藤 圭一
委員 豊浜町議会合併問題調査特別委員会委員長 西永 英典
委員 豊浜町議会合併問題調査特別委員会副委員長 大川 一也
委員 豊浜町自治会小野浦区長 西野 國定
委員 豊浜町自治会山崎区長 坂 孝好
委員 豊浜町自治会立花区長 大奈良 靖

(豊 町)

副会長 豊町長 長本 憲
委員 豊町助役 大町 武之
委員 豊町議会議長 大道 洋三
委員 豊町議会副議長 本末 満
委員 豊町議会総務常任委員会委員長 廿日出 真二
委員 豊町議会産業建設常任委員会委員長 長浜 要悟
委員 豊町連合町内会会長 琢明 知之
委員 豊町商工会会長 村尾 征之
委員 豊町女性会会長 築山 トヨコ

(広島県)

顧問 広島県呉地域事務所長 三上 忠彦

第 6 回 合併協議会合同会議 協議事項

行政制度等に関する協議

[継続協議項目]

協議第27号	教育・文化・スポーツの振興	・・・	P 2
協議第28号	人権行政の取扱い	・・・	P 1 1
協議第29号	コミュニティの振興等	・・・	P 1 6
協議第30号	水道事業の取扱い	・・・	P 2 5
協議第31号	下水道事業の取扱い	・・・	P 2 5
協議第32号	消防・防災体制整備	・・・	P 2 6
協議第34号	公共料金等の取扱い		
	(1) 保育料	・・・	P 3 1
	(2) 介護保険料	・・・	P 3 2
	(3) 国民健康保険料	・・・	P 3 3
	(4) 水道料金	・・・	P 3 4
	(5) 下水道使用料等		
	公共下水道事業	・・・	P 3 5
	集落排水事業	・・・	P 3 6

16 各種事務事業の取扱い

行政制度等に関する調整方針及び協議事項

行政制度等の調整については、合併に際し、行政制度の違いから市町の住民生活に支障を来さないように行政の事務・事業（福祉，保健，医療，衛生，経済振興，まちづくり，学校教育，文化・スポーツ振興，上・下水道，消防・救急など）について、事前に調整を図るものです。

また、調整にあたっては、原則として呉市の制度に統一することを基本に、次の点に留意しながら協議を進めていくこととします。

- (1) 呉市の制度に該当する町制度がない場合は、呉市の制度を適用していくこととする。
- (2) 市町にほぼ同水準の制度がある場合は、呉市制度に準拠し、できるだけ統一が図られるよう調整していくこととする。
- (3) 町制度に該当する呉市制度がない場合は、合併に伴い住民サービスの低下を招かないよう個別に協議し、必要性や財政状況等を総合的に判断する中で、廃止あるいは段階的、経過的な措置を検討していくこととする。

[継続協議項目]

協議第27号

教育・文化・スポーツの振興

内 容																													
<p>学校教育，生涯学習の推進，文化・スポーツ振興などについて協議する。</p>																													
<p style="text-align: center;">調整方針（合併協定案）</p>																													
<p>原則として呉市の制度を適用するものとする。</p> <p>ただし，個別事業・制度等については，町地域の学校教育，社会教育，文化・スポーツ振興事業の推進が図られるよう，協議・調整を行うものとする。</p> <p>学校教育施設，文化・スポーツ施設等は，現行のとおり呉市が引き継ぎ，維持管理・整備に努める。</p>																													
<p style="text-align: center;">市・町の現状及び参考資料</p>																													
<p>行政制度調整調書 P 5 5 ~ 6 0</p> <p style="padding-left: 100px;">P 6 7 ~ 7 4</p>																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>音戸町</th> <th>倉橋町</th> <th>蒲刈町</th> <th>安浦町</th> <th>豊浜町</th> <th>豊 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調整方針（１）の項目数</td> <td style="text-align: center;">1 3</td> <td style="text-align: center;">2 0</td> <td style="text-align: center;">2 2</td> <td style="text-align: center;">1 2</td> <td style="text-align: center;">3 2</td> <td style="text-align: center;">2 7</td> </tr> <tr> <td>調整方針（２）の項目数</td> <td style="text-align: center;">4 7</td> <td style="text-align: center;">4 0</td> <td style="text-align: center;">3 8</td> <td style="text-align: center;">4 8</td> <td style="text-align: center;">2 8</td> <td style="text-align: center;">3 3</td> </tr> <tr> <td>調整方針（３）の項目数</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </tbody> </table>		音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊 町	調整方針（１）の項目数	1 3	2 0	2 2	1 2	3 2	2 7	調整方針（２）の項目数	4 7	4 0	3 8	4 8	2 8	3 3	調整方針（３）の項目数	1	1	1	1	-	1
	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊 町																							
調整方針（１）の項目数	1 3	2 0	2 2	1 2	3 2	2 7																							
調整方針（２）の項目数	4 7	4 0	3 8	4 8	2 8	3 3																							
調整方針（３）の項目数	1	1	1	1	-	1																							

(1) 呉市の制度に該当する町制度がない場合は、呉市の制度を適用していくこととする。

調整方針案： 呉市の制度を適用する。

該当項目	呉市	音戸町	倉橋町
学校教育			
児童・生徒教育： 障害児教育の推進 (調書 P55)	障害のある児童生徒に対し、 個に応じた指導を行うための障 害児学級等設置 知的障害学級： 小26, 中16 情緒障害学級： 小14, 中5 肢体不自由学級： 小2, 中1 病弱(院内)学級： 小1, 中1 言語通級指導教室： 小4 養護学級合同行事の実施 宿泊学習, 運動会, 校外学習, 作品展, お楽しみ交流会 障害児指導員配置: 38名	/	なし
障害児教育就学奨 励 (支給額) (調書 P56)	障害児学級在籍児童及び生徒 の保護者の経済的負担を軽減 するため、世帯の収入に応じて、 学校給食, 通学, 学用品購入, 修学旅行等に必要な経費を補助 している。 学用品費等 就学援助の半額 新入学学用品費 就学援助の同額 校外活動費 実費の半額 修学旅行費 実費の半額 小学校: 13,500円以内 中学校: 27,500円以内 通学費 実費 通級費 実費 学校給食費 就学援助の半額 交流学习 交通費 実費(需要額の2.5倍以上の場 合は3/4補助) 職場実習 交通費 実費(中学校のみ, 需要額の2. 5倍以上の場合は3/4補助) 拡大教材費 実費の半額 卒業アルバム代 実費(10,000円以内)		なし
私立幼稚園就園 奨励費補助 (補助限度額) (調書 P58)	認可の私立幼稚園へ、3歳児・ 4歳児・5歳児及び満3歳に達し た幼児を通園させている世帯 (市民税の所得割課税額による 制限あり)を対象として、入園 料, 保育料の減免を行っている。 個人住民税 非課税世帯又は 生活保護世帯 第1子: 136,800円 第2子: 178,000円 第3子: 220,000円 個人住民税 所得割非課税 世帯 第1子: 104,200円 第2子: 155,000円 第3子: 207,000円 個人住民税所 得割8,800円 以下の世帯 第1子: 79,900円 第2子: 138,000円 第3子: 197,000円 個人住民税所 得割102,100円 以下の世帯 第1子: 56,100円 第2子: 122,000円 第3子: 187,000円		なし
		ほか 13項目	ほか 17項目
合計項目数		13項目	20項目

蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町
-----	-----	-----	----

なし			なし
なし	なし		なし
なし		なし	なし
ほか 19項目	ほか 11項目	ほか 31項目	ほか 24項目

22項目	12項目	32項目	27項目
------	------	------	------

(2) 市町にほぼ同水準の制度がある場合は、呉市制度に準拠し、できるだけ統一が図られるよう調整していくこととする。

調整方針案：原則、呉市の制度に統一するものとする。
ただし、調整に当たっては、町地域の実情に配慮するものとする。

該当項目	呉市	音戸町	倉橋町
学校教育			
児童・生徒教育： コンピュータ教育の推進 (調書 P55)	コンピュータ整備状況 小学校(37校)： 1,401台導入(1人1台対応) 中学校(19校)： 805台導入(1人1台対応) 高等学校(1校)： 133台導入 インターネット接続状況 小・中学校全校 呉市の研究推進校 小学校1校 文部省先進的教育用ネット ワークモデル事業校 小学校2校，中学校4校， 高等学校1校	コンピュータ整備状況 小学校(7校)：78台導入 中学校(2校)：77台導入 インターネット接続状況 小・中学校全校	コンピュータ整備状況 小学校(4校)：40台導入 中学校(2校)：68台導入 インターネット接続状況 小・中学校全校
児童・生徒教育： 英語教育の振興 (調書 P55)	英語指導助手を招致し，中・高等学校において英語授業の補助に当たるとともに，小学校における英会話の指導を行っている。 また，英語担当教員の現職研修の補助を行っている。 英語指導助手：10名 実施方法については，地理的条件も勘案したうえで，調整していくものとする。	英語指導助手の受け入れ 中学校において英語授業の補助を行うとともに，英語担当教員の現職研修の補助を行っている。 英語指導助手：1名 国際交流員：1名 小学校において交流	英語指導助手の受け入れ 小・中学校において英語授業の補助を行っている。 英語指導助手：1名
児童・生徒指導： 教育相談施策の充実 (調書 P56)	スクールカウンセラー活用 中学校：8校 学校派遣カウンセラー活用 3名 心の教室相談員配置 中学校：11校 もしも相談電話設置 教育相談センター内 メンタルフレンド活用 要請に応じて実施	心の教室相談員配置 中学校：1校	心の教育相談室 相談員：2名 あいさつ運動の推進
児童生徒遠距離通学援助 (調書 P56)	小学校4km以上，中学校6km以上の地域からの交通機関利用の通学者を対象として，6か月定期の3割を補助している。(年2回交付) 当面，現行のとおりとする。	公共交通機関利用者に対し，定期券購入費の半額補助を行っている(指定校変更及び区域外就学者を除く)。	通学公共交通機関を必要とする小・中学生を対象として，呉市営バス及び町営バスの定期券購入費を全額補助している。
学校給食 (調書 P57)	小学校36校において，自校調理方式により完全給食[パン又は米飯(週2回)，牛乳，おかず]を実施。 単価：普通給食1食当たり 小学校：210円 下蒲刈小学校，中学校19校においてミルク給食(牛乳のみ)を実施。 当面，現行のとおりとする。	小学校7校，組合立1校含む中学校3校において，共同調理方式により完全給食[パン又は米飯(週3.5回)，牛乳，おかず]を実施。 単価：普通給食1食当たり 小学校：210円 中学校：245円	組合立1校含む小学校5校，中学校2校において，共同調理方式により完全給食[パン又は米飯(週3.5回)，牛乳，おかず]を実施。 単価：普通給食1食当たり 小学校：200円 中学校：240円

蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊 町
<p>コンピュータ整備状況 小学校(2校):各校10台導入 中学校(1校): 28台導入 ハード面は整備済み 校内LAN未整備</p>	<p>コンピュータ整備状況 小学校(5校):115台導入 中学校(1校): 48台導入 インターネット接続状況 小・中学校全校 教育委員会にサーバを置き各 小中学校6校を無線で接続する ことにより情報の共有化を図る。 各小中学校とも有線で校内 LANの整備済み。</p>	<p>コンピュータ整備状況 小学校(1校):11台導入 中学校(1校):16台導入 インターネット接続状況 小・中学校全校</p>	<p>コンピュータ整備状況 小学校(1校):17台導入 中学校(1校):19台導入 インターネット接続状況 小・中学校全校</p>
<p>英語指導助手の受け入れ 保育所・小学校・中学校において英語力向上を図っている。 英語指導助手:1名 外国人講師による総合学習 中学生英語スピーチコンテストの実施</p>	<p>中学校において英語授業の補助を行うとともに、小学校へも派遣し、英語に慣れ親しむことにより児童の興味関心を高めている。 英語指導助手:1名 (民間会社へ委託)</p>	<p>英語指導助手の受け入れ 幼小中学校において英語授業の補助を行うとともに幼稚園・小学校住民(夜間)の指導を行っている。 英語指導助手:1名</p>	<p>英語指導助手の受け入れ 小・中学校において英語授業を行っている。 英語指導助手:1名</p>
<p>心の教室相談員配置 中学校:1校 あいさつ運動の推進</p>	<p>スクールカウンセラー活用 中学校:1校 教育相談開設 あいさつ運動の推進</p>	<p>なし</p>	<p>なし</p>
<p>児童生徒をスクールバスにより送迎している。 スクールバス運転委託料: 3,480千円(H15)</p>	<p>安登地区の電車通学する生徒及び町内全域のバス通学する生徒を対象として、1/2補助を行っている。 また、スクールバス2台、通学タクシー1台による送迎を無料で行っている。</p>	<p>児童・生徒をバス及びスクールボートにより無料で送迎している。</p>	<p>小学校4km以上、中学校6km以上の地域からの交通機関・交通用具利用の通学者 幼稚園のあずかり保育にタクシーを使用する保護者 船舶使用の通学者 を対象として、実費分を補助している。</p>
<p>小学校2校、中学校1校において、共同調理方式により完全給食[パン又は米飯(週3回)、牛乳、おかず]を実施。 単価:普通給食1食当たり 小学校:240円 中学校:260円</p>	<p>小学校5校、中学校1校において自校調理方式により完全給食[パン又は米飯、牛乳、おかず]を実施。 単価:普通給食1食当たり 野路中切小,安登小, 野路東小,内海小:220円 三津口小:240円 中学校: 260円 米飯給食の実施状況 野路中切,安登,三津口, 内海小学校:週2回実施 安浦中学校:週2.5回実施 野路東小学校:週3回実施</p>	<p>幼稚園1園,小学校1校,中学校1校において、共同調理方式により完全給食[パン又は米飯(週3回)、牛乳、おかず]を実施。 単価:普通給食1食当たり 幼稚園:200円 小学校:200円 中学校:240円 (H15年度2学期改正)</p>	<p>幼稚園1園,小学校1校,中学校1校において、共同調理方式により完全給食[パン又は米飯(週3回)、牛乳、おかず]を実施。 単価:普通給食1食当たり 幼稚園:240円 小学校:240円 中学校:270円</p>

該当項目	呉市	音戸町	倉橋町
------	----	-----	-----

社会教育

青少年団体への助成: 子ども会 (調書 P59)	団体数:54 補助額: 連合会へ500,000円/年 補助金については、経過措置をとる方向で調整していく。	団体数:8(小学校区単位) 補助額: 連合会へ270,000円/年	団体数:4(小学校区単位) 補助額:合計40,000円/年
青少年団体への助成: 青少年育成市町村民会議 (調書 P59)	呉の子どもを守る会議	青少年育成音戸町民会議 補助額:350,000円	青少年育成倉橋町民会議 補助額:80,000円
青少年団体への助成: 地域青少年団体等 (調書 P59)	ボーイスカウト・ガールスカウト連絡協議会 補助額:150,000円 補助金については、経過措置をとる方向で調整していく。	なし	なし
青少年団体への助成: PTA (調書 P59)	団体数:小・中学校56団体 補助額:連合会へ60,000円 高校補助なし 補助金については、経過措置をとる方向で調整していく。	団体数:小・中学校(9団体) 補助額:連合会へ243,000円	団体数:小・中学校(6団体) 補助額:64,000円(合計)

文化・スポーツの振興

文化の振興: 芸術家・芸術文化団体の育成 (調書 P67)	地元芸術家の活動発表の場 文化祭,美術展 市文化団体連合会への補助 100,000円 など 補助金については、経過措置をとる方向で調整していく。	文化団体育成補助 文化協会:270,000円 音戸の舟唄保存会 :80,000円 など	文化団体育成事業補助
社会教育・スポーツの振興: 体育指導委員 (調書 P67)	体育指導委員協議会 委嘱委員数:80人以内 (現在79人) 報酬:20,600円/年	指導委員数:12人以内 (現在12人) 報酬:5,000円/日	指導委員数:12人 報酬:35,700円/年
社会教育・スポーツの振興: スポーツ大会 (調書 P67)	市民体育大会,市体育祭 各地区町民運動会 体力テスト会,ロードレース, 駅伝,ヨット教室等開催 体育振興財団主催の各種スポーツ大会 運営手法も含め、引き続き各大会が実施できる方向で調整する。	ファミリーバドミントン大会 (年2回) 音戸フェスティバル (ソフトボール,バレー等) 体育協会主催で各種大会を実施 清盛スポーツクラブ(総合型地域スポーツクラブ(H15.3.30 設立))主催の各種スポーツ大会 (事業費5,596,000/年)	スポーツフェスティバル (毎年度春・秋競技実施) 住民のスポーツに対する意欲の向上を目的として開催する。 対抗競技(ソフトボール,ゲートボール,ビーチボールバレー, バレーボールなど)
社会教育・スポーツの振興: 体育協会等への補助 (調書 P67)	呉市体育協会補助金 5,150,000円/年 下蒲刈体育協会補助金 570,000円/年 体育協会への補助金については、経過措置をとる方向で調整していく。	体育協会補助金 1,800,000円/年 清盛スポーツクラブ補助金 5,596,000円/年(5年間)	148,000円/年
		ほか 35項目	ほか 28項目

合計項目数	47項目	40項目
-------	------	------

蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町
団体数:3(小学校区単位) 補助額:81,000円/年	団体数:24(地域単位786人) 補助額:360,000円/年	豊浜町子ども会育成連絡協議会 団体数:1 補助額:30,000円/年	団体数:8 (小学校区単位及び各分区) 補助額:240,000円/年
青少年育成蒲刈町民会議	青少年育成安浦町民会議 補助額:750,000円	豊浜町青少年育成町民会議	豊町青少年育成町民会議
スポーツ少年団に対する補助 補助額:年81,000円以内 スポーツ少年団の県団体への登録料補助:年10,000円	町スポーツ少年団 補助金:405,000円	豊浜町青年団 団体数:1 補助金:100,000円/年 活動内容:県スポーツ大会・町内各大会参加,福祉祭り手伝い,カーブミラー清掃 スポーツ少年団への支援 ・豊島マリンキッズ(少年野球) 30,000円/年 ・剣道スポーツ少年団(大浜剣児会) 30,000円/年	なし
蒲刈町PTA連合協議会 補助額:162,000円(1団体)	安浦町PTA連合会 補助額:162,000円(1団体)	PTA連合会(小・中学校) 補助額:150,000円(1団体)	豊町PTA連合会 補助額:32,000円
蒲刈町文化協会	地元芸術家の活動発表の場 文化祭 文化団体連絡協議会への補助:154,000円	文化活動(教育文化会)への補助:230,000円	豊町文化協会へ補助
協議会なし 指導委員数:8人 報酬:21,200円/年	体育指導委員協議会 指導委員数:20人 報酬:40,000円/年	豊浜町体育指導委員協議会 指導委員数:5人 報酬:15,000円/年	体育指導員協議会 指導委員数:7人 報酬:15,700円/年
さわやかオレンジロードレース 自分の体力に合わせた距離とペースで走る。 ウォークアンドグランドゴルフ 午前ウォーキング,昼食をはさんでグランドゴルフ スポーツ大会 町民が気楽に楽しめる競技(ソフトボール,バレーボール,ビーチバレー,サッカー,グランドゴルフなど)の実施 各区分民運動会 PTA球技大会	スポーツチャレンジデー,スポーツレクリエーションを通して体力づくりや健康増進・ふれあいなど目的とする。プログラムは5競技実施 町民体育祭(隔年実施) その他 フォークダンス教室,小学生スポーツ大会,ふれあい駅伝大会,サマーナイトウォーク,スキー教室,わくわく山歩き(毎月第4土曜日),かもめ広場,ニュースポーツ教室等(参加は300名)	3町村共同開催のウォークラリー大会 町民運動会 スポーツレクリエーション 町体協による対抗競技(ソフトボール,ゲートボール,ソフトバレーボール,グランドゴルフ,町内駅伝等) ニュースポーツ講習会	3町村共同開催のウォークラリー大会 町民運動会 町体協によるソフトボール大会,ゲートボール大会 ふれ愛!!瀬戸内スポーツクラブを設置
810,000円/年	900,000円/年	400,000円/年	730,000円/年
ほか 25項目	ほか 35項目	ほか 16項目	ほか 22項目
38項目	48項目	28項目	33項目

(3) 町制度に該当する呉市制度がない場合は、合併に伴い住民サービスの低下を招かないよう個別に協議し、必要性や財政状況等を総合的に判断する中で、廃止あるいは段階的、経過的な措置を検討していくこととする。

調整方針案： 町制度は廃止する。

ただし、合併時、既に貸与を受けている者については、在籍校を卒業するまでは現行のとおりとする。

学校教育

該当項目	呉市	音戸町	倉橋町
奨学資金貸付事業 (調書 P57)	社会福祉協議会の修学資金 (生活福祉資金貸付事業)及び 県の高等学校等奨学事業で対 応している。	奨学資金貸付事業 音戸町奨学資金貸付基金管理 運用規則に定められた者(町内 に1年以上在住者、経済的理由 などにより修学困難になった者、 特定の免許・資格を取得目的の 者など)を対象として実施してい る。 奨学資金の種類及び貸付限度 額はそれぞれ異なる。 奨学資金貸付基金 H14年度末 105,046千円	奨学資金貸付事業 倉橋町奨学資金貸付基金の設 置及び管理条例に定められた 者、倉橋町に住所を有する者の 子で、大学(同程度の学校で学 校教育法第1条に規定するもの を含む。)に入学するものまたは 在学するものを対象として実施し ている。 入学支度金(大学) :300千円以内 就学資金(大学) :月額50千円以内 倉橋町の基準があり、家族の 収入、人数、家庭の状況等によ り可否及び貸与金額が決定され る。 奨学資金貸付基金 H14年度末 24,988千円
合計項目数		1項目	1項目

蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町
<p>蒲刈町奨学資金貸付要綱に基づき、経済的事由により大学進学が困難な者に対し、入学時必要な資金の貸し付けを行っている。 貸付限度額:500千円以内</p>	<p>高校、高専、大学、短大、専修学校(高等課程、専門課程)に在学する者のうち、経済的な理由により修学に困難がある者に対し、修学上必要な学資金の一部を貸与する。 返済期間:20年 国公立高校、国公立高専(1~3年)、国公立専修学校(高等課程) 自宅: 18千円 自宅外:23千円 私立高等学校、私立高専(1~3年)、私立専修学校(高等課程) 自宅: 30千円 自宅外:35千円 国公立大学及び短期大学、国公立高専(4~5年)、国公立専修学校(専門課程) 自宅: 42千円 自宅外:48千円 私立大学及び短期大学、私立高等専門学校(4~5年)、私立専修学校(専門課程) 自宅: 51千円 自宅外:61千円 奨学金基金 H14年度末 3,000千円</p>	<p>なし</p>	<p>奨学資金貸付事業 豊町奨学資金貸付基金の管理に関する規則に定められた者(豊町に生活の根拠を有する者、修学意欲の旺盛な者、家庭の事情により在学が困難な状況にある者)に対し、学資の一部を貸付けする。 貸付限度額 高校奨学金:月額30千円(8月は支給しない) 大学奨学金:月額50千円(8月は支給しない) H13年度以前の奨学生が学校を卒業後に豊町に帰町し、未償還金がある場合には、在住年数に応じて、償還年賦額を免除している。(14年度からの貸付者については廃止) 奨学資金貸付基金 H14年度末 26,686千円</p>
1項目	1項目	-	1項目

協議第28号

人権行政の取扱い

内		容				
人権政策・啓発，男女共同参画施策などについて協議する。						
調整方針（合併協定案）						
原則として呉市の制度を適用するものとする。 ただし，個別事業・制度等については，町地域の人権政策・啓発事業の推進が図られるよう，協議・調整を行うものとする。						
市・町の現状及び参考資料						
行政制度調整調書 P 6 1 ~ 6 3						
	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊 町
調整方針（1）の項目数	6	8	7	4	8	5
調整方針（2）の項目数	7	5	6	9	5	8

(1) 呉市の制度に該当する町制度がない場合は、呉市の制度を適用していくこととする。

調整方針案： 呉市の制度を適用する。

該当項目	呉市	音戸町	倉橋町
男女平等意識の確立			
男女平等意識の醸成 (調書 P63)	くれ男女共同参画セミナー 人材養成のための講座の開催 男女共同参画社会づくり講演会 男女共同参画社会づくり情報紙「アンサンブル」(啓発紙)の作成(年1回) 職員男女共同参画セミナー 職員研修の充実 「くれ男女共同参画推進条例」の制定(H13.12.21施行) 呉市男女共同参画推進審議会の設置 男女共同参画基本計画の策定(H15.3策定)	なし	なし
		ほか 5項目	ほか 7項目
合計項目数		6項目	8項目

蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町
-----	-----	-----	----

なし	なし	なし	
ほか 6項目	ほか 3項目	ほか 7項目	ほか 5項目

7項目	4項目	8項目	5項目
-----	-----	-----	-----

(2) 市町にほぼ同水準の制度がある場合は、呉市制度に準拠し、できるだけ統一が図られるよう調整していくこととする。

調整方針案：原則、呉市の制度に統一するものとする。
ただし、調整に当たっては、町地域の実情に配慮するものとする。

該当項目	呉市	音戸町	倉橋町
人権対策			
同和対策 (調書 P61)	ハード面での残事業なし 団体補助金(H15年度): 部落解放同盟3支部 4,824千円 個人給付事業: 就労対策としての修業資金のみ 合併時まで調整を図っていく。	ハード面での残事業なし 団体補助金(H15年度): 1)五地区連合同士志会: 1,944千円 2)部落解放同盟: 900千円 3)部落解放運動連合会: 900千円 個人給付事業: 就労対策としての修業資金のみ	ハード面での残事業なし 団体補助金なし 個人給付事業: 就労対策としての修業資金のみ(新規なし)
隣保館 (調書 P61)	施設数:3館 設置目的: 地域及び周辺地域のコミュニティづくりと人権問題解決のための事業を推進している。 (正規職員2名/館で対応) 施設については現行のとおり引き継ぐものとする。 人員配置については、合併時まで調整を図っていく。	施設数:1館 設置目的:呉市に同じ	なし
人権相談 (調書 P61)	「呉市人権擁護委員会」に相談事業を委託。 委員2名が毎月第2・4月曜日、10～16時、市民の人権に関する相談に対応している。	「音戸町人権擁護委員協議会」に相談事業を委託。 委員が毎月第2火曜日、10～15時、町民の人権に関する相談に対応している。 (行政相談と併せて開催)	人権擁護委員4名が交代で、毎月第2火曜日、10時～15時、町民の人権に関する相談に対応している。
人権啓発			
啓発事業 (調書 P62)	市民・企業・行政職員等を対象とした研修会に講師を派遣 人権啓発リーフレットを作成・配布 人権啓発ポスター・カレンダーを作成・配布 人権展開催 テレビ・ラジオ広報 「世界人権宣言」呉実行委員会と共催して、講演会・研究集会開催	住民学習会の実施 人権講演会の開催	なし
教育集会所事業 (調書 P62)	教育集会所を市内3カ所に設置し、次の事業を実施している。 地域住民の自主的かつ組織的な社会教育活動の促進に関すること 児童生徒の学習指導及び生活指導に関すること 青少年、成人の教養及びレクリエーションその他文化に関すること その他、社会教育振興のための施設として、その使用に関すること 施設については現行のとおり引き継ぐものとする。	教育集会所を町内3カ所に設置。 呉市に同じ	教育集会所を町内2カ所に設置しているが、ソフト面での事業展開はしていない。
		ほか 2項目	ほか 2項目
合計項目数		7項目	5項目

蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊 町
-----	-----	-----	-----

<p>団体補助金(H15年度): 部落解放同盟2支部 200万円</p>	<p>ハード面での残事業 1)地区道路改良 2)墓地移転 団体補助金(H15年度): 部落解放同盟安浦支部 150万円</p>	<p>ハード面での残事業なし 団体補助金(H15年度): 部落解放同盟豊浜支部 250万円 個人給付事業は就労対策とし ての修業資金のみ</p>	<p>ハード面での残事業なし 団体補助金(H15年度): 部落解放同盟豊支部 200万円 個人給付事業実施</p>
<p>施設数:1館 設置目的:呉市に同じ</p>	<p>施設数:1館 設置目的:呉市に同じ</p>	<p>施設数:1館 設置目的:呉市に同じ</p>	<p>なし</p>
<p>年3回(6・8・12月),人権相談 所を開設し,呉法務局蒲刈町人 権擁護委員2名が相談に対応し ている。</p>	<p>呉人権擁護委員会安浦川尻支 部に相談事業委託し,委員4名 が年2回,町民の相談に対応し ている。</p>	<p>人権擁護委員2名が,年2回 (10:00-15:00)住民の相談 に対応している。</p>	<p>人権擁護委員2名が,年2回 (10:30-15:30)住民の相談 に対応している。</p>

<p>ポスター等による啓発や,12 月の人権週間には物品を配付 するなど啓発広報を実施してい る。</p>	<p>世界人権宣言安浦実行委員会 と共催し,人権展を開催してい る。</p>	<p>児童生徒による「人権啓発ポ スター・標語募集」 人権カレンダー標語集を各世 帯に配布 人権意見発表会</p>	<p>児童生徒による「人権標語」 人権週間中に人権啓発・街頭 活動 広報紙・有線テレビを利用 人権カレンダーを作成,配布 人権講演会開催 人権パネル展示</p>
<p>教育集会所を町内1カ所に設 置。</p>	<p>教育集会所を町内1カ所に設 置。</p>	<p>なし</p>	<p>教育集会所を町内1カ所に設 置。 呉市に同じ</p>
<p>ほか 1項目</p>	<p>ほか 4項目</p>	<p>ほか 1項目</p>	<p>ほか 4項目</p>

6項目	9項目	5項目	8項目
-----	-----	-----	-----

協議第29号

コミュニティの振興等

内 容																						
<p>自治組織，国際交流・協力，広報・広聴活動，相談事業などについて協議する。</p>																						
<p>調整方針（合併協定案）</p>																						
<p>原則として呉市の制度を適用するものとする。</p> <p>ただし，個別事業・制度等については，町地域のコミュニティ活動事業等の推進が図られるよう，協議・調整を行うものとする。</p>																						
<p>市・町の現状及び参考資料</p>																						
<p>行政制度調整調書 P 6 4 ~ 6 6 P 7 5 ~ 7 9</p>																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>音戸町</th> <th>倉橋町</th> <th>蒲刈町</th> <th>安浦町</th> <th>豊浜町</th> <th>豊 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調整方針（1）の項目数</td> <td style="text-align: center;">1 6</td> <td style="text-align: center;">2 0</td> <td style="text-align: center;">1 9</td> <td style="text-align: center;">1 6</td> <td style="text-align: center;">2 4</td> <td style="text-align: center;">1 8</td> </tr> <tr> <td>調整方針（2）の項目数</td> <td style="text-align: center;">2 4</td> <td style="text-align: center;">2 0</td> <td style="text-align: center;">2 1</td> <td style="text-align: center;">2 4</td> <td style="text-align: center;">1 6</td> <td style="text-align: center;">2 2</td> </tr> </tbody> </table>		音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊 町	調整方針（1）の項目数	1 6	2 0	1 9	1 6	2 4	1 8	調整方針（2）の項目数	2 4	2 0	2 1	2 4	1 6	2 2
	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊 町																
調整方針（1）の項目数	1 6	2 0	1 9	1 6	2 4	1 8																
調整方針（2）の項目数	2 4	2 0	2 1	2 4	1 6	2 2																

(1) 呉市の制度に該当する町制度がない場合は、呉市の制度を適用していくこととする。

調整方針案： 呉市の制度を適用する。

該当項目	呉市	音戸町	倉橋町
コミュニティ振興			
町内会・自治会への助成： 自治会連合会事業補助 (調書 P64)	呉市自治会連合会の活動に要する経費に対し補助金を支出している。 補助額：2,700,000円以内		なし
高度情報化への対応			
産業情報の提供 (調書 P76)	インターネット(メール直送便)やFAX(FAX直送便)により、利用者に助成制度や研修会等の情報を提供している。 中小企業施策情報 各種融資制度、助成制度に関する情報 技術研究情報 呉地域産業振興センター等の各支援機関が開催する講習会、講演会、研修会等の情報 地域の産業に関するその他の情報 イベント、呉地域産業振興センターの事業紹介等		
国際交流・協力			
国際理解の促進： 姉妹校・友好校との交流 (調書 P77)	横路小と韓国鎮海市道泉初等学校、呉三津田高と中国温州中学が友好校 市立呉高と台湾樹人女子高級家事商業職業学校が国際交流校	なし	なし
姉妹・友好都市との交流 (調書 P77)	ブレマトン市 アメリカ合衆国、1970.8提携 高校生の相互派遣等を行っている。 マルベージャ市 スペイン国、1990.12提携 鎮海市 大韓民国、1999.10提携 模範運転者研修生の受け入れ、芸術交流、スポーツ交流等を行っている。 (国内：鳥取県名和町) 国内の友好・姉妹都市提携については、合併前に、町において解消することとする。	なし (国内：島根県掛合町 H9.12.14提携)	なし (国内：岡山県真備町 H14.10.2提携)
		ほか 14項目	ほか 17項目
合計項目数		16項目	20項目

蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町
-----	-----	-----	----

なし		なし	
----	--	----	--

なし	なし	なし	なし
----	----	----	----

	なし	なし	なし
なし	なし (国内:広島県加計町 S61.10.14提携)	なし	なし (国内:北海道礼文町 S55.7.1提携)
ほか 16項目	ほか 13項目	ほか 20項目	ほか 12項目

19項目	16項目	24項目	15項目
------	------	------	------

(2) 市町にほぼ同水準の制度がある場合は、呉市制度に準拠し、できるだけ統一が図られるよう調整していくこととする。

調整方針案：原則、呉市の制度に統一するものとする。
ただし、調整に当たっては、町地域の実情に配慮するものとする。

該当項目	呉市	音戸町	倉橋町
コミュニティ振興			
コミュニティ組織 (調書 P64)	自治会の組織 呉市自治会連合会(1) 地区自治会連合会(21) 単位自治会(354) 呉市交通安全推進協議会 連合会 市内全域を対象とした街頭指導等の実施により交通安全意識の高揚を図る連合会 団体数:1 補助額:3,578,000円 呉交通安全協会 市内全域を対象とした交通安全教室等の実施により交通安全思想の普及・高揚を図る団体 団体数:1 補助額:7,909,991円 (ただし、交通安全教育指導員活動費として) 女性連合会 団体数:1 補助額:400,000円 団体補助金については、経過措置をとる方向で調整していく。	各区の組織 町内14区 女性会連合会 団体数:1 補助額:270,000円 敬老会 補助額:4,330,500円 (1,500円×2,887人) 音戸倉橋交通安全協会への助成 設置単位:音戸、倉橋両町域を対象とした交通安全教室等の実施により交通安全思想普及・高揚を図る団体 団体数:1 補助額:300,000円	各区の組織 町内23区 青少年健全育成関係 ・青少年健全育成連絡協議会 ・子ども会 ・母親クラブ ・PTA 女性、高齢者関係 ・女性会 ・老人クラブ スポーツ団体 ・学区体育団体 音戸倉橋交通安全協会への助成 設置単位:音戸、倉橋両町域を対象とした交通安全教室等の実施により交通安全思想普及・高揚を図る団体 団体数:1 補助額:160,000円 負担金:140,000円 (街頭配布物)
町内会・自治会への助成: 自治会連合会事業補助 (調書 P64)	呉市自治会連合会の活動に要する経費に対し補助金を支出している。 補助額:2,700,000円以内	各区のコミュニティ振興活動に要する経費 補助額:1,005,000円 各区のボランティア活動のための傷害保険 1,000,000円/年	なし
町内会・自治会への助成: 自治会等に支払われる報酬・手数料等 (調書 P64)	(1)自治会長:報酬なし (2)手数料等 書類の配布 年5,000円+300円 ×世帯数 交通災害共済 30円×人数 国民健康保険料徴収 収納額の2.5% その他自治会費の独自徴収あり	(1)報酬等(14区合計) 出張所長報酬: 9,408,000円/年 区長謝金: 1,204,000円/年 (2)その他(14区合計) 区長会研修補助: 448,000円/年 出張所燃料費: 53,000円/年 通信運搬費: 14,000円/年 土地借上: 252,000円/年	(1)報酬等 出張所長報酬: 16,234,000円(23人) (2)手数料等 県広報の配布:県支給額 税金の徴収:徴収率による
民生委員・児童委員協議会への助成 (調書 P64)	設置単位 原則として、自治会、支所区域 団体数 22 補助額 773,000円(H15年度)	町全域 1 1,980,000円 (報償費:民生委員謝礼金)	町全域 1 120,000円(H15年度)
町地域に地区民協を設置する。			

蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町
<p>常会等の組織 蒲刈町区長会(1) 地区組頭・常会長会(4) 単位組頭・常会(54)</p> <p>蒲刈町交通安全協会への助成 団体数:1 補助額:108,000円 女性会 団体数:4 補助額:680,000千円</p>	<p>自治会の組織 安浦町自治会連合会(1) (会長:1名,副会長:3名) 単位自治会(46)</p> <p>安浦町交通安全推進協議会 町内における交通の環境整備 及び交通事故の防止を図る。 広交通安全協会安浦支部へ の助成 安浦町と協同で街頭指導を行 い,交通安全思想の普及・高揚 を図る。 団体数:1 補助額:162,000円 女性連合会 団体数:1 補助額:400,000円</p>	<p>自治会の組織 集落(6)各集落ごとに正副区 長を選出し活動を行う。</p> <p>木江地区交通安全協会 木江警察署管内の交通安全教 室等の実施により交通安全思想 の普及・高揚を図る団体 団体数:1 補助額:300,000円 木江地区交通安全協会 豊浜支部 団体数:1 補助額:50,000円 豊浜町女性会連合会 団体数:1 補助額:300,000円</p>	<p>自治会の組織 豊町連合町内会(1) 単位町内会(4)</p> <p>木江地区交通安全協会 木江警察署管内の交通安全教 室等の実施により交通安全思想 の普及・高揚を図る団体 団体数:1 補助額:300,000円 木江地区交通安全協会 豊支部 団体数:1 補助額:135,000円 女性会 団体数:1 補助額:905,000円</p>
なし	補助額:2,609,000円	なし	<p>町内会連合会補助 補助額:856,000円 (内訳) ・事務費分:100,000円 ・自治会保険掛金分: 555,000円 ・防災の日関係経費分: 161,000円 ・白方公園トイレ汲取り分: 40,000円 町内会連合会補助 (各自治会分) 補助額:3,600,000円</p>
<p>区長等の報酬あり 区長(4):100,000円/月 常会長・組頭(54): 50,000円/年</p>	<p>自治会活動費補助金: 3,557,600円 (800円×4,447世帯)</p>	<p>正副区長と役員への報償費 区長 小野浦区長 150,000円 内浦区長 100,000円 山崎区長 90,000円 大浜区長 95,000円 立花区長 85,000円 齋区長 80,000円 副区長 50,000円×7名 組長 38,000円×63名 区長会の研修に要する経費 に対する補助金 補助額:100,000円(H15予算)</p>	<p>町内会連合会補助360万円 を平等割各町内会10万円,32 0万円を人口により按分して各 町内会に配分し,役員報酬の一 部に充当 豊町連合町内会補助金 (活性化事業分) 盆踊り,祭など町内の活性化 に対する事業に対して,連合町 内会補助200万円を平等割各 地区20万円,120万円を人口 により按分して各町内会に配分</p>
町全域	町全域	町全域	町全域
1	1	1	1
<p>予算の範囲内で運営費補助 243,000円(H15年度)</p>	270,000円(H15年度)	<p>予算の範囲内で事業補助 500,000円(H15年度)</p>	455,000円(H15年度)

該当項目		呉市	音戸町	倉橋町
公衆衛生推進協議会への助成 (調書 P65) 補助金については、内容を精査したうえで、経過措置も検討していく。	設置単位	呉市公衆衛生推進協議会を組織し、自治会単位に単位団体を組織(21地区)	町全域	町全域
	団体数	1(呉市公衆衛生推進協議会)	1	1
	補助額	補助金なし 業務委託: 1,703,100円(H15年度)	予算の範囲内で事業助成 公衆衛生推進協議会 補助額:950,000円(H15年度) 地区衛生推進協議会 補助額:150,000円(H15年度)	予算の範囲内で事業助成 補助額:40,000円(H15年度)
防犯組合への助成 (調書 P65) 団体運営補助については、経過措置をとる方向で調整していく。	設置単位	市内全域を対象としている呉市防犯連合会	各警察署単位に連合会を組織し、下部組織として各地域、団体ごとに単位団体を組織	各警察署単位に連合会を組織し、下部組織として各地域、団体ごとに単位団体を組織
	団体数	1	14	連合組織:23
	補助額	4,757,000円(H15年度)	連合会に対し、予算の範囲内で事業助成。暴力追放団体に補助している。 H15:120,000円	連合会に対し、予算の範囲内で事業助成。暴力追放団体に補助している。 H15:120,000円
町内会・自治会集会所等整備補助: 集会所整備補助 (調書 P66)		集会所の新築(買収含む)、増改築(100㎡以内)に要する経費に対し補助金を支出している。 新築(買収含む) 補助率 50㎡以内:1/2 50㎡を超えた部分:1/3 最高限度額:4,166千円 増改築 補助率:工事費の1/3 最高限度額:3,333千円	町が建設し、区又は老人クラブに管理を委託している。 (年間0~12万円) 土地は原則として地元が準備する。	なし

(参考 調書P66)

福祉センター	設置数	なし	1施設	なし
老人集会所	設置数	32館	9館	12館
	施設内容	集会所等	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)
老人いこいの家	設置数	1館(みはらし荘2階)	1館	なし
老人福祉センター	設置数	3施設	なし	1施設
	規模	延べ床面積:2,149.5㎡		延べ床面積:505.0㎡
	施設内容	相談室,集会所,教養娯楽室,研修室		集会所,教養娯楽室,機能回復訓練室
自治会集会所(自治会館)	設置数	139館(自治会集会所の数)	7館 集会所:1(有清) 教育集会所:3 (北隠渡,早瀬,渡子) コミュニティ会館:3 (畑,早瀬,波多見)	12館 コミュニティホーム:7 生活改善センター:5
	設置基準	なし	なし	おおむね単位自治会に1館
	規模等	各自治会で異なる。	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)
	管理運営方法	各自治会が独自に建設し、運営している。	町が国庫補助により建設し、町が管理運営	町が建設し、自治会に管理を委託

蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町
町全域	町全域 46地域52名の委員(自治会より推せん)	町全域	町全域(町内4地区及び女性会から選出) 18名で組織
1	1	1(豊浜町公衆衛生推進協議会)	1
216,000円(H15年度)	405,000円(H15年度) 献血友の会(安浦町公衆衛生推進協議会の部会:献血事業の推進を図る) 162,000円(H15年度)	300,000円(H15年度)	302,000円(H15年度)
各警察署単位に連合会を組織し,下部組織として各地域,団体ごとに単位団体を組織	各警察署単位に連合会を組織し,下部組織として各地域,団体ごとに単位団体を組織	木江警察署単位に連合会を組織している。	各警察署単位に連合会を組織し,下部組織として各地域,団体ごとに単位団体を組織
1	1	1	1
広警察署管内防犯組合連合会 負担金:43,000円	広警察署管内防犯組合連合会 負担金:170,000円	木江警察署防犯組合連合会 補助額:210,000円	木江警察署管内防犯組合連合会 補助 255,520円(H15年度)
町が建設している。	集会所の新設(改築含む)に要する経費及びエアコン設置に要する経費に対し,補助金を支出している。 新築(改築含む) 木造(坪:50万) ・100世帯未満 100㎡以内 限度額:30坪=15,000千円 ・100世帯以上 150㎡以内 限度額:45坪=22,500千円 鉄骨(坪:60万) ・100世帯未満 100㎡以内 限度額:30坪=18,000千円 ・100世帯以上 150㎡以内 限度額:45坪=27,000千円 エアコン設置 補助率:設置費の1/3 最高限度額:400千円	町が全額負担している。	豊町補助金等交付規則により,備品購入に要する経費に対し補助金を支出している。

なし	1施設	なし	なし
4館	6館	なし	6館
(呉市に同じ)	(呉市に同じ)		(呉市に同じ)
なし	1館	なし	なし
なし	1施設 延べ床面積:636.89㎡ (呉市に同じ)	なし	1施設 延べ床面積:2,298.45㎡ 集会室,会議室,講習室,調理室,浴室など
4館	9館	6館	3館
概ね単位区に1館	なし	各集落1館	町内9地域に1館 大長5地区,久比2地区 御手洗,沖友
各区で異なる。	150㎡以内	規模:92㎡~366㎡	各区で異なる。
町管理	自治会に委託	自治会に委託	自治会に委託

該当項目	呉市	音戸町	倉橋町
------	----	-----	-----

広聴

相談 (調書 P78)	<p>市民生活課市民相談係を窓口として、各種相談事業を行っている。</p> <p>弁護士による法律相談： 毎水・金曜日 (第2金曜日を除く) 司法書士による登記法律相談： 毎月曜日(市役所) 第3木曜日(昭和支所) 行政相談委員による相談： 第2月曜日 行政書士による相談会： 第2・第4木曜日 交通事故相談員による相談： 毎水・木曜日 消費生活相談員による相談： 随時 職員による市民相談： 随時 1日総合相談室 行政機関等：年2回 合同相談所 行政機関等：年1回</p>	<p>住民課を窓口として、各種相談事業を行っている。</p> <p>弁護士による法律相談： 年4回程度(不定期) 人権・行政相談 人権擁護委員、行政相談委員による合同相談所開設 毎月第2火曜日 民生委員による心配ごと相談： 毎週水曜日 (社会福祉協議会が実施)</p>	<p>各課を窓口として、各種相談事業を行っている。</p> <p>弁護士による法律相談： 年2回程度(不定期) (福祉保健課) 人権擁護委員による人権相談： 毎月第2火曜日 (住民課) 行政相談委員による相談： 毎月第4火曜日 (総務課) 民生委員による心配ごと相談： 毎月第2・4火曜日 人権相談、行政相談をそれぞれ合同で行う。 (社会福祉協議会)</p>
----------------	---	--	---

情報公開と個人情報保護

公文書公開 (調書 P79)	条例	<p>H11.10.1 呉市情報公開条例制定 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む)のうち決裁、供覧等の手続が終了し、実施機関が管理しているものを対象として公開している。 公文書の閲覧：無料 公文書の写しの交付 A3判まで1枚(片面)当たり 白黒：10円，カラー：50円 郵送料：実費</p>	<p>H15.10.1 音戸町情報公開条例制定 実施内容は呉市に同じ</p>	<p>H14.10.1 倉橋町情報公開条例制定 公開対象は呉市に同じ 公文書の閲覧：無料 公文書の写しの交付 A3判まで1枚(片面)当たり 白黒：10円，カラー：80円 郵送料：実費</p>
	実施機関	<p>市長，公営企業管理者，消防長，教育委員会，選挙管理委員会，監査委員，公平委員会，農業委員会，固定資産評価審査委員会，議会</p>	<p>町長，公営企業管理者，教育委員会，選挙管理委員会，監査委員，公平委員会，農業委員会，固定資産評価審査委員会，議会</p>	<p>町長，公営企業管理者，教育委員会，選挙管理委員会，監査委員，公平委員会，農業委員会，固定資産評価審査委員会，議会</p>
			ほか 15項目	ほか 13項目

合計項目数	24項目	20項目
-------	------	------

蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町
-----	-----	-----	----

<p>相談内容により各課が対応している。</p> <p>人権相談：年2回 行政相談：年2回 年金相談：年1回</p>	<p>総務課住民相談係を窓口として、各種相談事業を行っている。</p> <p>人権相談：年2回 行政相談：年1回</p>	<p>住民課を窓口として、各種相談事業を行っている。</p> <p>人権擁護委員による人権相談：年2回 行政相談員による相談：年2回 民生委員による心配ごと相談：月1回</p>	<p>総務課庶務係を窓口として、各種相談事業を行っている。</p> <p>人権擁護委員による人権相談：年2回(町民課) 行政相談員による相談：月1回 民生委員による心配ごと相談：月3回</p>
--	--	--	--

なし	<p>H13.4.1 安浦町情報公開条例制定 公開対象は呉市に同じ 公文書の閲覧：無料 公文書の写しの交付 A3判まで1枚(片面)当たり 白黒：20円，カラー：100円 郵送料：有料</p>	なし	<p>H14.4.1 豊町情報公開条例制定 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものを対象として公開している。</p> <p>公文書の閲覧：無料 公文書の写しの交付 1枚(片面)当たりA3まで30円 A3以上の図面等1枚100円 郵送料：有料</p>
ほか 14項目	ほか 15項目	ほか 9項目	ほか 13項目

21項目	24項目	16項目	22項目
------	------	------	------

協議第30号

水道事業の取扱い

内 容
料金，賦課・徴収，基盤整備・維持補修などについて協議する。
調整方針（合併協定案）
町の水道事業は，現行のとおり呉市が引き継ぐものとする。 水道料金の取扱いについては「公共料金等の取扱い」で今回提案
市・町の現状及び参考資料
行政制度調整調書 P 8 0

協議第31号

下水道（集落排水）事業の取扱い

内 容
使用料，助成制度，基盤整備・維持補修などについて協議する。
調整方針（合併協定案）
町の下水道（集落排水）事業は，現行のとおり呉市が引き継ぎ，整備を図っていくものとする。 下水道使用料等の取扱いについては「公共料金等の取扱い」で今回提案
市・町の現状及び参考資料
行政制度調整調書 P 8 1

協議第32号

消防・防災体制整備

内 容						
消防・救急体制，消防団組織，防災対策，交通安全対策などについて協議する。						
調整方針（合併協定案）						
町地域の消防，救急・救助等については，呉市消防本部（呉市消防局）が所管するものとする。 町の消防団は，全団員を呉市の消防団組織に統合し，再編整備していくものとする。						
市・町の現状及び参考資料						
行政制度調整調書 P 8 2 ~ 8 3						
	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊 町
調整方針（1）の項目数	-	-	3	1	2	2
調整方針（2）の項目数	6	6	3	5	4	4

(1) 呉市の制度に該当する町制度がない場合は、呉市の制度を適用していくこととする。

調整方針案： 呉市の制度を適用する。

該当項目		呉市	音戸町	倉橋町
防災				
自主防災組織 (調書 P83)	内容	自治会を単位として組織する。 (事業内容) 防災知識の普及 風水害の予防 (危険箇所の点検) 防災訓練の実施 防災資機材の整備 災害発生時の状況把握、通報、救護、避難誘導など	/	/
	組織数 (組織率)	組織数: 41団体(H16.1現在) 組織率: 9.2%		
	住民の防災意識の啓発	市広報紙「くれ」に啓発記事を掲載している。		
			-	-
合計項目数			-	-

蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊 町
-----	-----	-----	-----

なし		なし	なし
ほか 2項目	ほか 1項目	ほか 1項目	ほか 1項目

3項目	1項目	2項目	2項目
-----	-----	-----	-----

(2) 市町にほぼ同水準の制度がある場合は、呉市制度に準拠し、できるだけ統一が図られるよう調整していくこととする。

該当項目	呉市	音戸町	倉橋町
------	----	-----	-----

消防団及び消防分団

**調整方針案： 町の消防団は全団員を呉市の消防団組織に統合し、再編整備していく。
団員の報酬等は、呉市の基準に統一。**

消防団 及び 消防分団 (調書 P82)	組織体制	分団数	24分団	10分団	19分団
		団員数	定員:880人 実員:816人	定員:284人 実員:284人	定員:294人 実員:270人
		詰所・車庫	52か所	17か所	19か所
	年額報酬	団長	82,000円	71,000円	61,000円
		副団長	68,500円	57,000円	49,500円
		分団長	50,000円	40,000円	39,000円
		副分団長	45,000円	35,000円	27,000円
		部長	39,000円	25,000円	23,500円
		班長	36,500円	25,000円	21,500円
		団員	35,500円	24,000円	20,000円
指導員		-	-	39,000円	
出務報酬	災害出動 5時間未満:3,000円/回 5時間以上:6,000円/回 その他の出動 5時間未満:1,500円/回 5時間以上:3,000円/回	2,500円/回	水火災・警戒・訓練の場合 2,500円/日 消防団指導 3,500円/日		
消防機材整備	非常備消防 小型動力ポンプ:72 積載車:61 ポンプ車:3 指揮車:1	非常備消防 消防ポンプ車:1 小型動力ポンプ:13 積載車:20	非常備消防 小型動力ポンプ:38 積載車:20		

防災

**調整方針案： 原則、呉市の制度に統一するものとする。
ただし、調整に当たっては、町地域の実情に配慮するものとする。**

自主防災組織 (調書 P83)	内容	自治会を単位として組織する。 (事業内容) 防災知識の普及 風水害の予防 (危険箇所の点検) 防災訓練の実施 防災資機材の整備 災害発生時の状況把握、通報、救護、避難誘導など	音戸婦人消防隊 音戸町先奥・有清・畑地区に居住する女性で組織 (事業内容) 火災予防についての研究 家庭及び地域における防火思想と普及の高揚 消火栓及び消火器等による初期消火活動訓練の実施 その他この消防隊の目的達成のため必要と認める事項	原則として各集落単位とする。 (事業内容) 防災知識の普及 防災訓練 災害発生時における情報の収集伝達 初期消火、避難誘導及び応急対策等
	組織数 (組織率)	組織数:41団体(H16.1現在) 組織率:9.2%	組織数:1団体	組織数:1団体 組織率:4%
	住民の防災意識の啓発	市広報紙「くれ」に啓発記事を掲載している。	町広報誌「おんど」に啓発記事を掲載している。	江能広域だよりに啓発記事を掲載している。

(参考)

防災行政無線システム等 (調書 P83)	H16年度以降の整備に向けて検討中	役場を基地局とする屋外拡声子局27か所により、防災情報等を町内全地域に無線で伝達する、	役場を親局、鹿島を中継局とし、子局の屋外拡声受信機38か所と戸別受信機との併用により、地震、台風、大雨、火災、その他非常時に発生した万一の場合、一斉に広く速く正確に情報伝達を行う。
		ほか 4項目	ほか 4項目

合計項目数	6項目	6項目
-------	-----	-----

蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町
-----	-----	-----	----

4分団	15分団	6分団	4分団
定員:150人 実員:135人	定員:250人 実員:248人	定員:151人 実員:122人	定員:160人 実員:158人
4か所	19か所	6か所	11か所
60,000円	82,400円	73,000円	76,000円
50,000円	57,900円	55,000円	55,000円
45,000円	36,400円	38,000円	38,000円
35,000円	-	30,000円	30,000円
23,000円	-	25,000円	25,000円
23,000円	-	20,000円	21,000円
22,000円	11,800円	18,000円	18,000円
-	-	-	-
夜警:2,000円/回 訓練:1,000円/回 災害時の執務: 特に定めはないが、状況に応じ支出	2時間未満:2,000円/回 2時間以上:4,000円/回	火災:5,000円/回 年末警戒:3,500円/回 訓練,消火訓練:3,500円/回 総合基礎訓練:5,000円/回 町外訓練:7,000円/回	全団員共通 1回につき4,000円×年8回 =32,000円の固定制
非常備消防 小型動力ポンプつき積載車:9	非常備消防 ポンプ車:2 搬送車:13 指揮車:1	非常備消防 小型動力ポンプ:16 積載車:10	非常備消防 小型動力ポンプ:17 積載車:10

なし	女子畑婦人防火クラブに対し、補助金を支出している。 H15:72,000円	なし	なし
	組織数:1団体		
	町広報紙により行っている。		

役場を基地とする屋外拡声子局10か所及び公用車等に配備した移動無線4台により、風水害や地震などの大規模災害時、防災情報を即座に住民に伝達し、また、有線が途絶した場合の連絡手段とする。	役場を親局とする子局34か所により、防災情報を即座に伝達する。	役場を基地とする屋外拡声子局10か所及び公用車等に配備した10台と携帯型2台の移動無線により、風水害や地震などの大規模災害時、防災情報を即座に住民に伝達し、また、有線が途絶した場合の連絡手段とする。	各家庭に戸別受信機を設置し、また、役場を基地とする屋外拡声子局19か所及び移動無線30台により、風水害や地震などの大規模災害時、防災情報を即座に住民に伝達し、また、有線が途絶した場合の連絡手段とする。
ほか 2項目	ほか 3項目	ほか 3項目	ほか 3項目

3項目	5項目	4項目	4項目
-----	-----	-----	-----

協議第34号 公共料金等の取扱い

(1) 保育料

調整方針（合併協定案）

保育料は、呉市の基準に統一するものとする。

市・町の現状及び参考資料

平成14年度決算における児童一人あたりの保育料（月額：公立へき地保育所及び幼稚園は含まない）

呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町
19,838円	22,569円	23,770円	14,947円	17,399円	17,429円	23,241円

保育料現年分調定額 / 年度のべ入所児童数により算出

施設数及び児童数（H15.12.1現在）

上段：施設数

下段：児童数（人）

		呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町
保育所	公立	17	7	6	2	5	1	1
		1,159	258	154	47	194	5	13
	公立へき地	-	-	-	-	1	-	-
						25		
	私立	25	-	-	-	-	-	-
		2,166						
公立幼稚園		-	-	-	-	-	1	1
							16	28
施設数計		42	7	6	2	6	2	2
児童数計		3,325	258	154	47	219	21	41

協議第34号 公共料金等の取扱い

(2) 介護保険料

調整方針（合併協定案）

介護保険料は、呉市の基準に統一するものとする。

市・町の現状及び参考資料

平成15年度保険料基準月額（第3段階）

呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町
3,370円	3,683円	4,244円	3,070円	3,708円	3,000円	3,600円

第1号被保険者保険料

項目	呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町	
保険料段階別 保険料率 (H15年度)	第1段階	20,220円	22,100円	25,400円	18,420円	22,200円	18,000円	21,600円
	第2段階	30,330円	33,100円	38,100円	27,630円	33,400円	27,000円	32,400円
	第3段階	40,440円	44,200円	50,900円	36,840円	44,500円	36,000円	43,200円
	第4段階	50,550円	55,200円	63,600円	46,050円	55,600円	45,000円	54,000円
	第5段階	60,660円	66,300円	76,300円	55,260円	66,800円	54,000円	64,800円
保険料段階別 人数 (H14.7.1)	第1段階	1,025人	38人	38人	17人	26人	23人	6人
	第2段階	18,855人	1,749人	1,592人	670人	1,392人	803人	928人
	第3段階	12,743人	1,135人	697人	323人	1,043人	227人	355人
	第4段階	9,684人	805人	252人	127人	482人	68人	149人
	第5段階	3,692人	231人	157人	60人	162人	47人	54人
	計	45,999人	3,958人	2,736人	1,203人	3,105人	1,165人	1,492人

協議第34号 公共料金等の取扱い

(3) 国民健康保険料

調整方針（合併協定案）

国民健康保険料は、呉市の基準に統一するものとする。

市・町の現状及び参考資料

平成14年度決算における被保険者一人あたりの保険料（税）年額

呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町
75,025円	85,290円	76,790円	59,557円	65,364円	77,896円	70,254円

保険料（税）現年分合算（医療・介護）調定額 / 年度平均被保険者数により算出

項目	呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町
----	----	-----	-----	-----	-----	-----	----

賦課方式・標準割合

所得割(%)	52.0	51.0	53.0	41.0	40.0	38.0	40.0
資産割(%)	-	16.0	15.0	10.0	10.0	10.0	10.0
均等割(%)	30.0	18.0	21.0	33.0	35.0	35.0	35.0
平等割(%)	18.0	15.0	11.0	16.0	15.0	17.0	15.0

賦課標準額

所得割	当該年度基礎控除後の総所得金額	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)	当該年度町民税の所得割額	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)
資産割	なし	固定資産税額のうち土地及び家屋に係る税額	固定資産税額のうち土地及び家屋に係る税額	当該年度の固定資産税額	当該年度の固定資産税額	当該年度の固定資産税額	固定資産税額のうち土地及び家屋に係る税額

保険料(税)率

所得割 (基礎控除後の総所得金額等の)	医療	7.9/100	7.5/100	7.5/100	7/100	5.38/100	11.5/100	6.80/100
	介護	1.0/100	0.68/100	0.6/100	0.8/100	0.92/100	1.6/100	1.04/100
資産割	医療	なし	56/100	53/100	48.6/100	32.56/100	72.2/100	85.7/100
	介護	なし	5/100	4.9/100	7/100	7.07/100	19.2/100	21.3/100
均等割 (被保険者1人につき)	医療	23,400円	18,000円	19,000円	23,000円	22,700円	32,300円	28,200円
	介護	4,560円	6,400円	5,600円	6,000円	7,700円	7,500円	7,500円
平等割 (一世帯につき)	医療	22,800円	28,500円	20,000円	18,000円	18,700円	29,200円	29,000円
	介護	3,480円	3,600円	3,500円	4,000円	4,300円	4,900円	4,400円

協議第34号 公共料金等の取扱い

(4) 水道料金

調整方針(合併協定案)

水道料金は、呉市の基準に統一するものとする。

市・町の現状及び参考資料

水道料金(消費税込み月額)

単位(円)

使用水量	メーター 口径	呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町
10	13mm	1,302	2,550	2,600	1,950	1,910	2,080	2,250
	20mm		2,580	2,640	2,005	2,005	2,400	2,300
	25mm		2,620	2,650	2,025	2,015	2,500	2,350
	40mm	5,880	2,390	2,770	1,900	2,204	2,610	2,500
	50mm	15,939		3,220		3,706	4,080	2,800
20	13mm	3,244	5,280	5,250	3,850	3,853	4,290	4,950
	20mm		5,310	5,290	3,905	3,948	4,600	5,000
	25mm		5,350	5,300	3,925	3,958	4,710	5,050
	40mm	7,822	5,120	5,420	3,800	4,147	4,810	5,200
	50mm	18,228		5,870		5,649	6,280	5,500
30	13mm	5,533	8,010	7,900	5,750	5,953	6,490	7,650
	20mm		8,040	7,940	5,805	6,048	6,810	7,700
	25mm		8,080	7,950	5,825	6,058	6,910	7,750
	40mm	10,111	7,850	8,070	5,700	6,247	7,020	7,900
	50mm	20,517		8,520		7,749	8,490	8,200
40	13mm	8,011	10,950	10,550	7,650	8,158	8,700	10,350
	20mm		10,980	10,590	7,705	8,253	9,010	10,400
	25mm		11,020	10,600	7,725	8,263	9,120	10,450
	40mm	12,589	10,790	10,720	7,600	8,452	9,220	10,600
	50mm	22,995		11,170		9,954	10,690	10,900
50	13mm	10,489	13,890	13,200	9,550	10,468	10,900	13,050
	20mm		13,920	13,240	9,605	10,563	11,220	13,100
	25mm		13,960	13,250	9,625	10,573	11,320	13,150
	40mm	15,067	13,730	13,370	9,500	10,762	11,430	13,300
	50mm	25,473		13,820		12,264	12,900	13,600

上記料金には次のメーター使用料含む

メーター 使用料	13mm	なし	157	80	50	94	105	50
	20mm		189	120	105	189	420	100
	25mm		231	130	125	199	525	150
	40mm		自己負担で 設置	250	自己負担で 設置	388	630	300
	50mm		700	1,890	2,100	600		
	電子メーター	-	-	2,270	-	-	-	-
分担金 (加入金,消費税含む)	13mm 52,500円～	13mm 88,200円～	13mm 75,000円～	13mm 21,000円～	13mm 105,000円～	工事費の2割	10,000円	

協議第34号 公共料金等の取扱い

(5) 下水道使用料等

公共下水道事業

調整方針（合併協定案）

下水道使用料は、呉市の基準に統一するものとする。

下水道事業受益者負担金及び水洗便所改造資金貸付制度については、呉市の制度に統一するものとする。

市・町の現状及び参考資料

項目	呉市	倉橋町	蒲刈町	安浦町
事業の内容	公共下水道事業 処理場:3か所 H14年度未普及率: 90.5%	特定環境保全 公共下水道事業	特定環境保全 公共下水道事業 処理場:1か所 H19年度事業完了 予定	公共下水道事業 処理場:1か所 H14年度未普及率: 40.5%
使用料 (消費税込み 月額:単位(円))	8	918	-	-
	10	988	1,890	1,155
	15	1,723	2,940	1,890
	20	2,458	3,990	2,677
	30	4,253	6,290	4,357
	40	6,238	8,590	6,142
	50	8,222	10,890	8,032
	100	19,405	22,390	18,532
受益者負担金	対象者	公共下水道の排水区 域内に存する土地の 所有者	公共下水道の排水区 域内に存する土地の 所有者	公共下水道の排水区 域内にある家屋の 所有者
	負担額	110円/m ²	公共マス1個当たり: 10万円	400円/m ²
	納付方法	年に1回で1~3年払 い (前納報償金なし)	3年以内一括	一括払い
水洗便所改造資金 貸付制度	水洗便所改造工事 内容により,1件につ き10万円~45万円の 無利子貸付け	貸付制度なし 報償金制度あり 1年4万円 2年2.5万円 3年1万円	なし	水洗便所改造及び排 水設備改造補助金 1年以内接続:10万円 2年以内接続:8万円 3年以内接続:6万円

協議第34号 公共料金等の取扱い

(5) 下水道使用料等

集落排水事業

調整方針（合併協定案）

集落排水使用料は、呉市の基準に統一するものとする。

集落排水事業分担金は、当面現行のとおりとし、3年を目途に制度の統一を図るものとする。

市・町の現状及び参考資料

項目	呉市	倉橋町	安浦町	豊浜町	豊町	
事業の内容	農業集落排水事業 (下蒲刈地区) 漁業集落排水事業 (下蒲刈地区)	漁業集落排水事業	農業集落排水事業 (野路西地区) H14年度末普及率: 100% 水洗化率:70%	農業集落排水事業	農業集落排水事業 沖友地区 H15年度一部 H16年度使用開始 久比地区 H16年度工事開始 予定	
使用料 (消費税込み 月額:単位(円))	8	918	-	-	918	
	10	988	1,890	1,155	988	
	15	1,723	2,940	1,890	1,723	
	20	2,458	3,990	2,677	1,500	
	30	4,253	6,290	4,357	4,253	
	40	6,238	8,590	6,142	6,238	
	50	8,222	10,890	8,032	8,222	
	100	19,405	22,390	18,532	19,405	
分担金・ 加入金	対象者	排水設備の新設 を行おうとする者	排水処理施設処 理区域内に存す る土地の所有者	事業区域内の建 築物を所有する 者	世帯主等で施設 を使用する者	排水設備の新設 を行おうとする者
	負担額	供用開始後 3年以内: 100,000円 3年経過後: 200,000円	公共マス1個 当たり:10万円	400円/m ²	加入時に6万円	加入時に6万円
	納付方法	年に1回で1~3 年払い (前納報償金なし)	3年以内一括	一括又は5年間で 分割払い (前納報奨金制度 あり:最大20%)	基本的には年1 回払い (全額) 分割も可能	一括払い

個人市町村民税均等割の税率について（報告）

H16.3.2 協議会事務局

1 法定協議会における協議内容

地方税の取扱いについては、第2回合同会議において「呉市の制度に統一する。ただし、税率の異なるものについては、合併する日が属する年度及びこれに続く5か年度は不均一課税を実施する。」ことが確認され、個人市町村民税均等割について、呉市と各町で税率が異なるため、合併特例法の規定を適用し、平成21年度まで旧町の税率を適用し、不均一課税を実施することとしておりました。

2 国における動き

平成16年度の税制改正により、個人市町村民税均等割の標準税率が、これまでの人口規模による3段階の税率から、次のとおり年額3,000円に統一されることとなります。

区 分	現 行	改正案
人口50万人以上の市	3,000円	3,000円
人口5万人以上50万人未満の市	2,500円	
上記以外の市及び町村	2,000円	

地方税法第310条第1項

3 今後の流れと対応

3月下旬に地方税法の改正案が国会で承認され、これを受けて、呉市、各町とも税条例を専決処分により改正し、呉市は2,500円から3,000円に、各町は2,000円から3,000円に引き上げることとなります。

したがって、この改正により、合併時に市と町は同じ税率となりますので、個人市町村民税均等割の不均一課税の適用がなくなります。